

議案第40号

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する 基準等を定める条例の一部を改正する条例について

本案は、「介護保険法施行規則（平成11年厚生省令第36号。以下「省令」といいます。）」の一部改正に伴い、「港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例（平成27年条例第18号。以下「条例」といいます。）」で引用している省令の条項番号を変更するものです。

1 改正理由

令和5年地方分権改革提案において、地域包括支援センターの職員確保が困難なため配置要件の見直しの提案がなされたこと等を踏まえ、介護保険法施行規則及び指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準の一部を改正する省令（令和6年厚生労働省令第61号）が施行され、地域包括支援センター運営協議会※が必要と認める場合において柔軟な職員配置を可能とするなど、省令の一部が改正されました。

条例で引用している省令の条項番号を変更するため、条例の一部を改正します。

※ 地域包括支援センター運営協議会とは、地域包括支援センターの適切、公正かつ中立な運営を確保するため、学識経験者、医療関係者並びに権利擁護事業及び高齢者相談事業を担う関係者等から構成され、センターの事業内容の評価や職員の確保等について協議を行う組織です。

2 改正内容

条例で引用している省令の条項番号を変更します。

なお、引用している省令の条文の内容に変更はありません。

3 施行期日

公布の日

港区地域包括支援センターにおける包括的支援事業の人員に関する基準等を定める条例新旧対照表

改正案	現行
<p>(前略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、港区が設置する地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号イに規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保しなければならない。</p> <p>(後略)</p> <p>付則</p> <p>この条例は、公布の日から施行する。</p>	<p>(前略)</p> <p>(基本方針)</p> <p>第三条 (略)</p> <p>2 地域包括支援センターは、港区が設置する地域包括支援センター運営協議会(介護保険法施行規則(平成十一年厚生省令第三十六号)第四百十条の六十六第一号ロ(2)に規定する地域包括支援センター運営協議会をいう。)の意見を踏まえて、適切、公正かつ中立的な運営を確保しなければならない。</p> <p>(後略)</p>